

事業実施に際しての環境配慮の取り組み

立地環境

- 事業予定地は、当社草加工場の敷地内に位置しています。草加工場の周辺は都市計画法に基づく工業地域および準工業地域に指定されています。
- 事業予定地には過去に工場棟が立地していましたが、今は撤去され造成裸地となっています。そのため、重要な動植物の生息・生育地などの自然環境、重要な地形・地質、人と自然との触れ合い活動の場などへの影響はありません。
- 計画建物は地上3階建てであり、地下掘削に伴う土壌汚染に関する環境影響はありません。

施設の存在および供用

- 本事業では、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などにより規制を受ける施設・機器を設置しますが、廃水処理設備、低騒音設備、排ガス洗浄設備の導入を図り、周辺に影響がでないよう配慮します。
- 施設の供用に伴い地下水を汲み上げることはなく、それに起因する環境影響はありません。
- 計画建物は、草加工場の敷地内に建設されます。工場周辺の自然環境を改変することなく、自然環境への影響はありません。
- 計画施設は地上3階建てであり、草加工場内の既設建築物と同程度の高さです。そのため周辺からの眺望を大きく阻害することはありません。
- 工場の供用に伴い発生する廃棄物については、分別・保管し、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託し、適切に処理・処分します。
- 本施設では、自然換気の導入、LED照明の採用などに努め、供用に伴う温室効果ガスの排出を抑えた計画としています。

工事の実施

- 事業予定地は、既に造成されていることから造成工事に係る建設作業機械の稼働はわずかです。また、地下部を設けないことから、掘削に伴う多量の建設発生土の発生はありません。
- 工事の実施に際しては、工事エリア周囲に仮囲いを設置し、大気汚染や騒音の影響低減に努めます。
- 工事に使用する建設機械は排出ガス対策型、低騒音型の採用に努めます。
- 工事用車両の出入口は、草加工場の北側と南側に設けます。基本的に北側の出入口を使用し、民家の付近を極力走行しないよう配慮します。
- 建設機械、工事用車両の空ぶかし・急発進・急停止の禁止、アイドリングストップを厳守するよう徹底します。
- 工事用車両の出入り口には必要に応じて交通整理員を配置します。

本事業によるご意見を平成25年12月11日(水)まで受け付けています。
また、詳細な検討内容については、下記連絡先までお問い合わせください。

石福金属興業株式会社 草加工場 生産管理部

担当：細沼

住所 〒340-0002

埼玉県草加市青柳 2-12-30

TEL (048) 931-4581

FAX (048) 931-1492

<http://www.ishifuku.co.jp/>